

EU情勢概要

2023年10月

欧州連合日本政府代表部

目次

目次	1
欧州連合（EU）とは	2
欧州連合（EU）の体制	3
フォン・デア・ライエン欧州委員会欧州委員の所掌	4
フォン・デア・ライエン欧州委員長による2023年一般教書演説	5
EU経済の現状と先行き①～②	6-7
共通安全保障・外交政策（CFSP）	8
共通安全保障・防衛政策（CSDP）	9
欧州議会（1）：概要	10
欧州議会（2）：主要メンバー	11
【参考】	
EUの当面の主要課題①：欧州グリーンディール	12-15
EUの当面の主要課題②：EUのデジタル政策	16
EUの当面の主要課題③：経済安全保障	17-18
EUの当面の主要課題④：産業競争力強化	19-22
EUの当面の主要課題⑤貿易政策	23-25
EUの当面の主要課題⑥：移民・難民問題	26
日EU・EPA	27



欧州連合(EU)とは

～経済・通貨統合に加え、外交・安保でも協力を進める政治・経済統合体～



ブリュッセル
(EUの「本部」)

ストラスブール
(欧州議会)

EUの重要性

- ① 米国と並び国際社会の一極を構成し、国際社会の平和と繁栄に主導的役割。(EUはG7・G20のメンバー)
- ② 民主主義, 法の支配, 人権, 市場経済, 自由貿易といった基本的価値及び原則を体現。
- ③ 世界のGDPの約17%, 総人口約4.5億人を擁する, 日本の主要貿易・投資相手。
(我が国の貿易総額の約10%(中, 米に次ぐ第3位)(2022年), 対外直接投資額(ストック)の約16%(米に次ぐ第2位)(2022年))

(1) 略 史

- 1952年 欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)設立(※独, 仏, 伊, ベルギー, 蘭, ルクセンブルクでスタート)
- 1958年 欧州経済共同体(EEC), 欧州原子力共同体(EURATOM)設立 = ローマ条約発効
- 1967年 ECSC, EEC, EURATOMの理事会及び執行機関を統合し, 欧州共同体(EC)と総称
- 1993年 欧州連合(EU)設立(経済通貨同盟や外交・安保, 司法・内務協力も行うマーストリヒト条約発効)
- 1999年 単一通貨ユーロ導入
- 2009年 リスボン条約発効(常任の欧州理事会議長ポスト, 外務・安全保障政策上級代表を新設。意思決定の効率化や民主的統制(欧州議会の権限等)の強化。)

(2) 日EU関係

- 1974年 駐日欧州委員会代表部(現・駐日欧州連合代表部)開設
- 1975年 欧州共同体日本政府代表部(現・欧州連合日本政府代表部)開設
- 1991年 日EC共同宣言発出、定期首脳協議の年次開催を決定
- 2013年 日EU経済連携協定(EPA), 戦略的パートナーシップ協定(SPA)交渉開始
- 2017年 7月 EPA, SPAの大枠合意を首脳レベルで確認。
- 2017年12月 EPA交渉妥結
- 2018年 2月 SPA合意
- 2018年 7月 EPA, SPA署名
- 2019年 2月 EPA発効, SPAの暫定的適用開始

- **加盟国** : 27か国
(英国は2020年1月31日にEUから離脱)
- **総人口** : 4億4,796万人 (2022年)
(日本の約3.6倍, 米国の約1.3倍, 中国の約0.3倍)
- **総GDP** : 16.6兆ドル (世界の名目GDPの約17%)
(日本の約3.9倍 (4.2兆ドル),
米国の約0.7倍 (25.5兆ドル),
中国の約0.9倍 (18.1兆ドル))
※名目GDPは2022年データ



欧州連合(EU)体制



メツツォラ欧州議会議長
(マルタ欧州議員、EPP)

2022年1月18日就任
任期は2024年欧州議会選挙に伴う新
議会成立まで(約2年半)

欧州理事会

<首脳級>

首脳レベルの最高協議機関

- ・一般的な政治の方針、優先順位を決定
- ・欧州委員長の提案権
- ・EU理事会の編成について決定
- ・欧州議会の構成に関する決定 等



ミシェル欧州理事会議長
(元白首相、RE)

2019年12月1日就任。任期2年半。
2022年3月再任。
任期は2024年11月30日まで
ユーロ圏首脳会議議長も兼任

<共同決定機関>

法案・予算・条約の承認権

欧州議会

(議席数:705)

②意見の表明



法案・予算・条約の承認権

EU理事会

<閣僚級>

③承認又は立場の伝達

(必要な場合には調停。但し、最終的に欧
州議会の同意が必要)

各加盟国からの閣僚レベルの代表で構成。
外務理事会、経済金融理事会など。

欧州対外活動庁 <EU版「外務省」>



ボレル外務・安全保障政策上級代表
(元西外相、S&D)

2019年12月1日就任
任期は2024年11月30日まで



フォン・デア・ライエン欧州委員長
(元独国防大臣、EPP)

2019年12月1日就任、任期5年
任期は2024年11月30日まで

①提案

③承認
指示

①提案

欧州委員会

<執行機関> 欧州委員:27名

閣僚に相当する欧州委員が計27名(委員長、上級代表を含む)。
2019年11月27日に欧州議会の最終的な同意付与手続きを経て、
2019年12月1日就任。任期は2024年11月30日まで。

欧州中央銀行



ラガルドECB総裁
(元IMF専務理事、仏出身)
2019年11月1日就任、任期8年。



フォン・デア・ライエン欧州委員会

欧州委員の所掌



フォン・デア・ライエン
欧州委員長(独)



ヴェステアー上級副委員長(デンマーク)
(2023年9月から休職)



ドムブロウスキス上級副委員長(ラトビア)
「人々のための経済」統括
貿易担当欧州委員を兼務



シェフチョヴィチ副委員長(スロバキア)
機関間関係及び先見性
欧州グリーンディール



ボレル外務・安全保障政策上級代表
兼副委員長(スペイン)
「世界におけるより強い欧州」担当



ヨウロヴァー副委員長(チェコ)
「デジタル時代に対応した欧州」統括
(ヴェステア委員休職による暫定移管)、価値及び透明性、



シュイツァ副委員長(クロアチア)
民主主義及び人口動態
「欧州の将来に関する会議」作業担当



スキナス副委員長(ギリシャ)
欧州生活様式の保護



ハーン欧州委員(オーストリア)
予算及び管理



シュミット欧州委員(ルクセンブルク)
雇用及び社会的権利



ジェンティローニ欧州委員(伊)
経済財政



ヴォイチェホフスキ欧州委員(ポーランド)
農業



ブルトン欧州委員(仏)
域内市場



フェレイラ欧州委員(ポルトガル)
結束及び改革



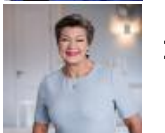
キリアキデス欧州委員(キプロス)
保健衛生及び食品安全



レンデルス欧州委員(ベルギー)
司法(法の支配を含む)、競争
(ヴェステア委員休職による暫定移管)



ダリ欧州委員(マルタ)
平等



ヨハンソン欧州委員(スウェーデン)
内務



レナルチッチ欧州委員(スロベニア)
危機管理



ヴァレアン欧州委員(ルーマニア)
運輸



ヴァールヘイ欧州委員(ハンガリー)
近隣政策及びEU拡大



ウルピライネン欧州委員(フィンランド)
国際パートナーシップ



シムソン欧州委員(エストニア)
エネルギー



シンケビチュウス欧州委員(リトアニア)
環境、海洋及び漁業



マクギネス欧州委員(アイルランド)
金融



イヴァノヴァ欧州委員(ブルガリア)
(ガブリエル委員辞任に伴い2023年9月就任)
イノベーション、研究、文化、教育及び青少年



フックストラ欧州委員(蘭)
気候変動アクション(ティーマンス委員の辞任に伴い2023年10月就任)

フォン・デア・ライエン欧州委員長による2023年一般教書演説

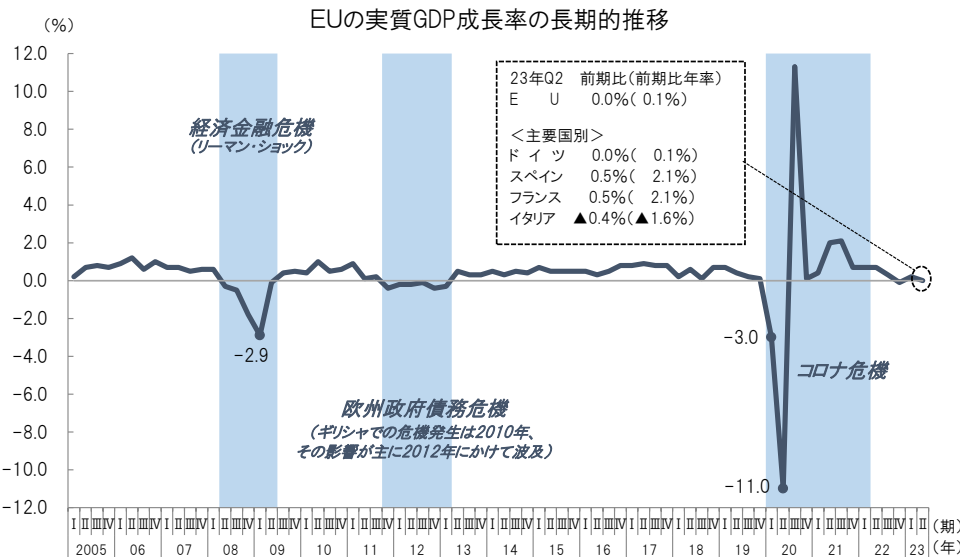
- 9月13日、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、欧州議会本会議において、**2023年の一般教書(State of the Union)演説「歴史からの要請に応える」**を実施。
- 同委員長は、EUの価値観を守り繁栄を続けていく上で、新たな「歴史的な要請」として、ウクライナ侵略、地政学的な変化、気候変動、中国、AI等への対応を特に取り上げ、その目的に資するべく、ウクライナを含むEUの拡大に積極的な姿勢を示した。
- 中国製電気自動車に対して反補助金調査等を開始する旨公表した。

一般教書演説(ポイント)

- (欧州グリーンディール)**
産業界とのクリーントランジション対話を複数回にわたり実施。許認可プロセスや入札手続、人材など風力発電が抱える課題に対処するための欧州風力発電パッケージを提案。中国製電気自動車に対し反補助金調査を開始する。
- (経済、社会及び競争力)**
 - ・完全雇用に近い状態にはあるものの、労働力・技能不足に直面しており、若者や女性の労働市場へのアクセス改善等が必須。
 - ・2023年末までにフォン・デア・ライエン委員長直属のEU中小企業特使を任命。
 - ・ガリウム・ゲルマニウムに対する中国の輸出規制は、欧州がなぜデカップリングではなく、デリスクによって経済安全保障を強化することが重要であることを示している。2023年後半には、「重要原材料クラブ」の第1回会合を開催。
- (AI)**
AI分野における気候変動に関する政府間パネル(IPCC)類似組織の必要性を主張。欧州の高性能コンピューターのAIスタートアップへの開放を開始し、AI企業がAI法施行前からその原則に自主的にコミットできるよう協力していく。
- (アフリカ)**
不安定化するサヘル地域をはじめとするアフリカに対し、ウクライナに対してと同様の連帯が必要。次のEU・AUサミットに向け新たな戦略的アプローチ策定に向け作業を行う。
- (グローバル・ゲートウェイ)**
グローバル・ゲートウェイは、真の違いを生み出している。これはパートナーの経済への投資であり、欧州の繁栄と安全保障への投資でもある。先週、ニューデリーで、インド・中東・欧州経済回廊プロジェクトに署名した。
- (移民難民対応・シェンゲン圏)**
移民難民新協定締結等、昨今の対応の成果を強調。チュニジアとのパートナーシップ協定と同様の第三国との協定締結、ブルガリア・ルーマニア両国のシェンゲン圏への早期参加を志向。人の密輸業者対応のための新法の必要性に言及。
- (ウクライナ情勢)**
EUに在するウクライナ市民の一時的保護措置の延長を決定。
- (EU拡大・EU改革)**
ウクライナ、西バルカン諸国、モルドバの未来はEUの内にある。EU拡大とそれに伴い必要とされるEU改革に関し、2024年前半に加盟国首脳に対し提案を行う。

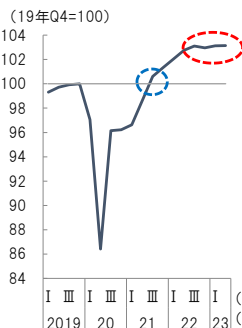
EU経済の現状と先行き①

- EU経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年に大きく落ち込んだものの、段階的に正常化し、2021年第3四半期に実質GDPは、危機前(2019年第4四半期)の水準を超えた。
- ところが、ロシアによるウクライナ侵略後、エネルギー価格高騰や供給への懸念、物価上昇を通じた個人消費の下押し、輸出の伸び悩み等もあり、このところ実質GDPの伸びはゼロ近傍が続いている。
- EU経済の現状は、足踏み状態にある。



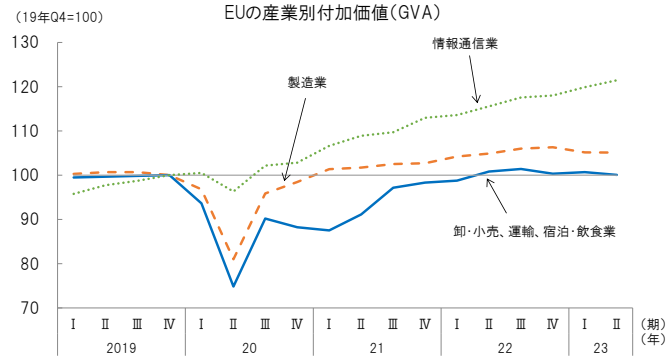
(出典)欧州統計局

EUの四半期別実質GDP

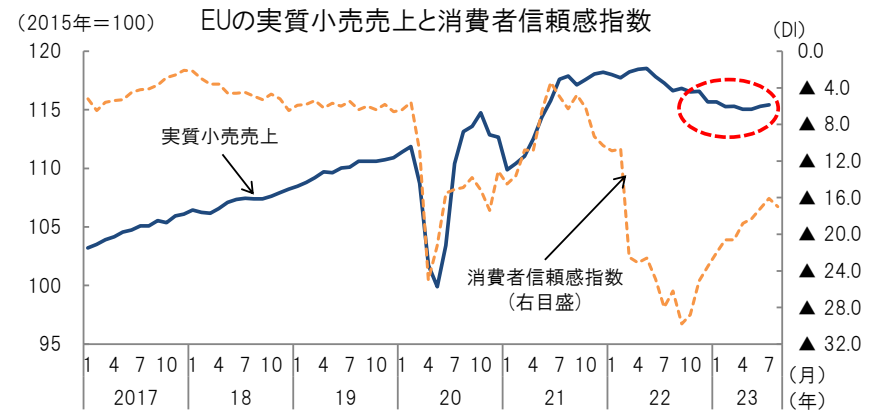


(出典)欧州統計局

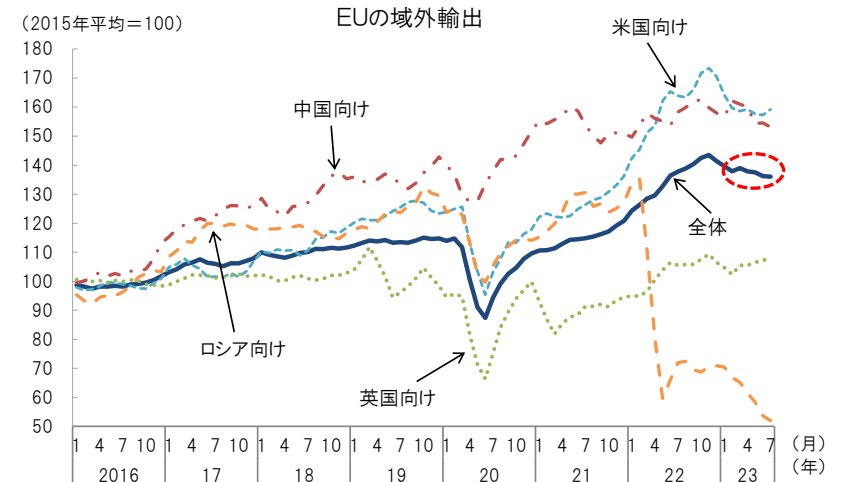
(19年Q4=100)



(出典)欧州統計局



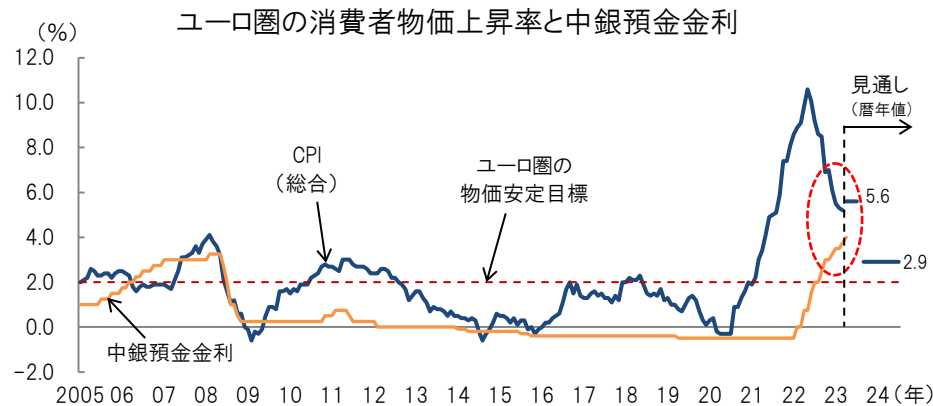
(出典)欧州統計局、欧州委員会 (注)実質小売売上は、後方3か月移動平均値



(出典)欧州統計局 (注1)後方3か月移動平均値 (注2)中国は香港を除く

EU経済の現状と先行き②

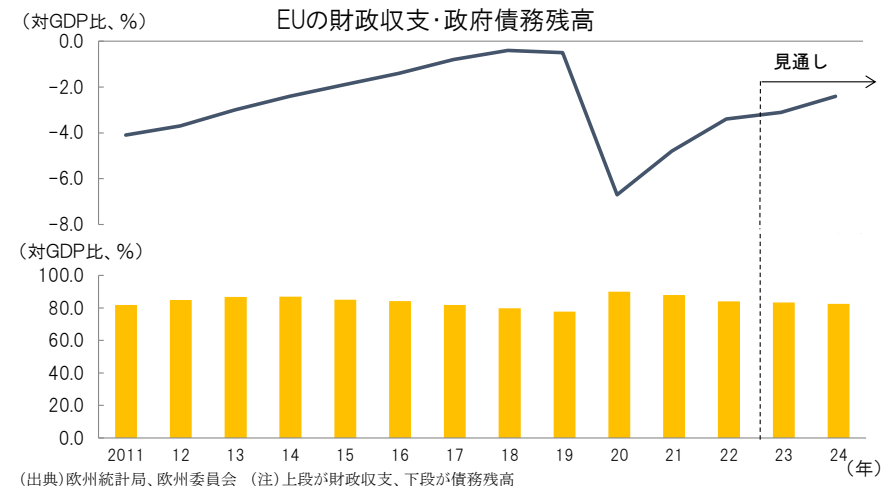
- ❑ 消費者物価上昇率は、エネルギー価格の高騰を主因として、2021年下半年から22年後半にかけて急上昇。その後はエネルギー価格の安定もあり低下傾向だが、依然物価目標を上回る高い水準が続く。
- ❑ こうした物価動向等を受けて、ECB(欧州中央銀行)は、2022年7月に11年ぶりの利上げを決めて以降、23年9月まで10会合連続の利上げを実施。
- ❑ EU経済の先行きは、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。



(出典) 欧州統計局、欧州委員会、ECB

(注1) CPIは、前年同月比。見通しは、欧州委員会の見通し。

(注2) 物価安定目標は、中期的に2%



(出典) 欧州統計局、欧州委員会 (注) 上段が財政収支、下段が債務残高

ECBの金融政策(23年9月 政策理事会)

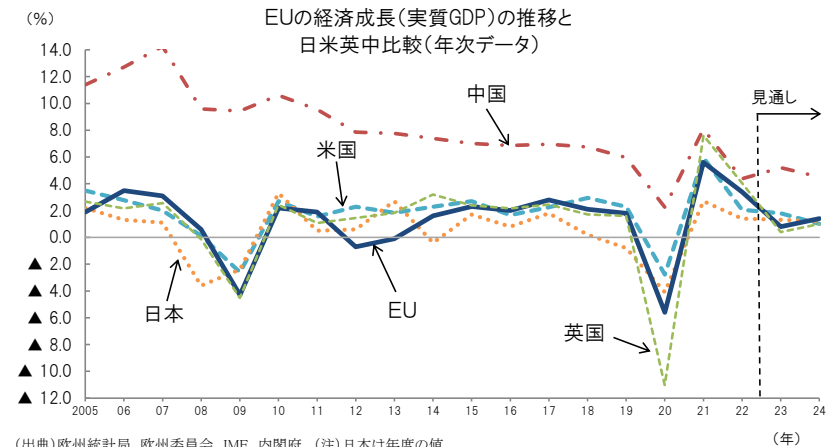
【主要政策金利】

○ 主要政策金利(3つの政策金利)を、25bps引上げ(23年9月)

- 22年7月に11年ぶりの利上げを決めて以降、10会合連続の利上げ
- 今後も経済・金融データやインフレの基調・見通しに基づいて判断
- 3つの政策金利のうち、中銀預金金利は現在4.00%

【資産購入】

- パンデミック緊急資産購入プログラム(PEPP)の下での純資産購入の終了(22年3月)。満期を迎えた債権は少なくとも2024年末までは再投資。
- 資産購入プログラム(APP)の純資産購入の終了(22年7月)。ポートフォリオは安定的かつ予測可能なペースで削減、満期債権の再投資は既に停止。



(出典) 欧州統計局、欧州委員会、IMF、内閣府 (注) 日本は年度の値

共通安全保障・外交政策(Common Foreign and Security Policy (CFSP))

CFSPは、各加盟国の権限に属する外交、安全保障についても可能な限りEUとしての共通政策をとることにより、国際場裏においてEUとして統一的に行動することを目指すもの。決定は原則として全会一致で行われる。

各国・地域との関係

EUは、米欧関係を重視しつつ、アフリカや西バルカン等の近隣諸国への関与について優先度を高くしてきた。近年は、警戒感を持ちつつ中国の国際秩序への適切な関与を模索し、日本やASEAN等のパートナーとの連携を通じたインド太平洋地域へのプレゼンス強化も追求している。ウクライナ侵攻を受け国際社会との連携の重要性が再認識される中で、EUの今後の対外政策が注目される。

米国

・バイデン政権発足後、EUは即座に重要分野(気候変動、技術・貿易標準化等)での協力を表明。
・EU・米国は貿易技術評議会(TTC)、インド太平洋ハイレベル協議、中国に関するハイレベル対話等を立ち上げ、対ロシア制裁においても緊密に連携。
・米インフレ削減法(IRA)に関する協議等、近年は二国間の課題も出てきているが、米欧双方の選挙も控え、米EUの連携の行方が注目される。

英国

北アイルランド議定書がようやく合意に達し、EU加盟国でなくなった英国がEUと如何なる安定的な協力体制を構築し国際情勢に関与していくか注目される。

ロシア

・近年のEUの対ロシア政策は、2016年の外務理で決定された5原則(ミンスク議定書の履行、選択的関与等)に基づく。
・EUはロシアのウクライナ侵攻を激しく非難し一連の制裁を科しているが、隣国ロシアとの関係をどう再構築するか、加盟国含め動向が注目される。

中国

・経済面でのみ見られがちであった中国を、2019年のEU対中国戦略文書で、「協力相手」「競争相手」「体制上のライバル」と位置づける。
・2021年、EUは人権侵害を理由にウイグル自治区当局者らへの制裁を決定。中国は報復措置を発動し、EU中国関係が悪化。
・ウクライナ侵攻を受け、EUは中国が特別な役割がある旨指摘。ウクライナ情勢含め、EUがいかに対中関係をマネージしていくかが課題。

インド太平洋地域

・EUインド太平洋戦略(2021年)は、南・東シナ海、台湾海峡の緊張が欧州の安全と繁栄に影響を与える旨言及。
・EUはASEANとの関係も重視し、2020年に戦略的パートナーシップ関係に格上げ、2022年初のEU・ASEAN首脳会議開催。
・インドや豪州とも連携し、具体的な協力を通じた同地域へのプレゼンス強化への期待が高まっている。

中南米

・2023年7月のEU・CELACサミット(2015年以来8年ぶりの開催)では、ウクライナ情勢やEU・メルコスールFTAといった課題はあるも、両地域間の協力関係を再確認し、2年ごとの同サミット開催に合意。
・欧州委員会委員長がグローバル・ゲートウェイ投資アジェンダ(GGIA)を発表したほか、アルゼンチンなどとの複数のMOUに合意。EU・メルコスールFTAについて共同声明は「作業の進展に留意する」と記載。
・今後、協力関係の具体的な進展が注目される。

近隣諸国

ウクライナ情勢を踏まえ、東方パートナーシップ対象国のウクライナ、モルドバ及びジョージア、並びに西バルカンとの関係の重要が益々増してきている。今後のEU加盟プロセスの行方等含め注目が高まっている。

アフリカ

22年2月のEU・AUサミットでは、EU連結性戦略である「グローバル・ゲートウェイ」構想の一環として1,500億ユーロの投資パッケージを打ち出すなど、地政学的パートナーとしてアフリカを重視。他方、スーダンにおける衝突、サヘル地域での相次ぐクーデターなどの政情や治安の悪化等が懸念され、EUの対アフリカ政策の新たな舵取りが注目される。

中東

・イランの核問題をめぐり複数の要因が影響し合い、大きな進展が見られない中、EUが包括的共同作業計画(JCPOA)合同委員会(Joint Commission)の調整役としての役割をどのように果たしていくのか注目される。
・中東和平について、EU、サウジアラビア及びアラブ連盟が主導する、新イニシアティブ“the Peace Day Effort”の具体的な進展が注目される。
・タリバーンが、女性の人権に対する制約を強める中、EUがどのように人道・開発支援を効果的に行っていくのか注目される。

共通安全保障・防衛政策 (Common Security and Defence Policy (CSDP))

1 CSDPとは

共通安全保障・防衛政策 (CSDP) は、リスボン条約 (2009年発効) に基づき、加盟国間の防衛協力や調整等、防衛と危機管理の分野でEUの枠組みを設定するものであり、EUの軍事・文民ミッションや作戦を可能にするもの。EU上級代表の下、欧州対外活動庁 (EEAS)、軍事参謀部 (EUMS)、欧州防衛庁 (EDA)、欧州軍事委員会等がCSDPを担う。

2 CSDPにおける具体的な取り組み例

①アフリカや中東等を中心に平和維持・紛争予防ミッションを展開。

・活動中のミッションは18件
(軍事7件、文民11件、約4千名)。



(例) 軍事: ソマリア沖海軍部隊
アタランタ作戦、
文民: コソボEU法の支配ミッション、マリEU能力構築
ミッション等。

②常設構造的協力 (Permanent Structured Cooperation (PESCO)) (事務局: EEAS、EDA)

- ・コミットメント (防衛費増、EDFへの協力、プロジェクト参加等) を伴う防衛協力枠組み。
- ・現在、47のプロジェクトを実施中 (軍事的機動性、兵器共同開発 (戦車、ヘリコプター、ドローン等)、サイバー、海洋認識能力等)。
- ・2021年5月、域外国として初めて米国、カナダ、ノルウェーがプロジェクトに参加。

③欧州防衛基金 (European Defence Fund (EDF))

- ・欧州企業による防衛装備品の共同研究・開発を支援 (システムや規格の統合、効率化を目指す)。70億ユーロを計上。
- ・ドローン、宇宙、無人車両、精密ミサイルシステム等に係るプロジェクトも含まれる。

④欧州平和ファシリティ (European Peace Facility (EPF))

- ・紛争予防・平和構築ミッション支援予算。CSDPミッションの経費を負担し、効率的展開を目指す。また、EU枠外予算のため、外国軍に対して防衛装備品等の供与が可能。50億ユーロを計上。

⑤「EUグローバル戦略」(2016年)に基づく「戦略的コンパス」の策定(2022年)。

- ・クリミア併合 (2014年)、難民急増 (2015年以降)、米欧間の相違 (トランプ政権) 等により、EUの戦略的自律を求める気運の高まりが「グローバル戦略」策定の背景。その具体的なアクションプランである「戦略的コンパス」は、世界の安保提供者を目指すEUによる80のアクションとタイムラインを設定。
- (例) 危機の際の迅速展開能力の強化 (5千名規模)、ハイブリッド脅威に対する対抗措置策定、技術依存の低減策等。

4 NATOや第三国との協力

- ・EUとNATOは2016年に協力強化の共同宣言を採択。ハイブリッド脅威、作戦協力、サイバー、防衛研究、演習等、7分野で協力が進展。
- ・CSDPミッションで域外国と協力。日本も、ソマリア沖で、自衛隊海賊対処部隊とアタランタ作戦とが共同演習等を通じて協力。



アタランタ作戦との日EU共同演習 (2021年)

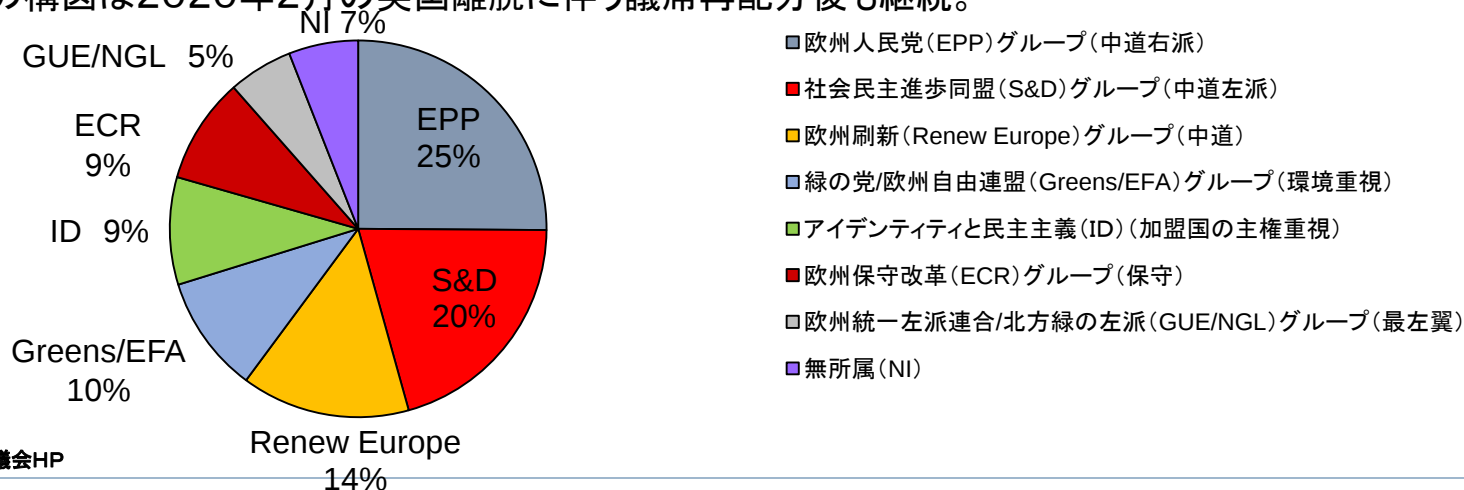


欧州議会の概要

- 1952年の欧州石炭鉄鋼共同体の発足当初は非公式な諮問機関であったが、その後徐々に権能が強化。
- 2009年のリスボン条約以後は、広範な立法の権限(但し法案提出権は無し)、また、予算・国際条約・欧州委員の任命の承認等の権限を持つ、欧州連合の主要機関となっている。
- ストラスブール(仏)で本会議(毎月3~4日間)が、その他の期間はブリュッセル(白)で委員会等が行われる。
- 議員定数は、現在705(英国のEU離脱前は751。EU離脱後に減った46議席は、新規加盟国への配分を想定し空席。)。議員任期は5年で、各加盟国毎に行われる直接選挙・比例代表制で選ばれる。
- 欧州議会内での政策・運営面の諸調整は主に汎欧州の政党グループ間で行われる。各議員は、現在7つある政党グループのいずれかに所属する(但し、無所属議員も存在)。(下記グラフ参照)

欧州議会の現状

- 2019年5月の欧州議会選挙の結果、長く欧州議会を主導してきた中道右派の政党グループ(欧州人民党(EPP))と中道左派(社会民主進歩同盟(S&D))を併せた議席が過半数割れ。
- 一方で、加盟国の主権重視のEU懐疑的な立場をとる「アイデンティティと民主主義」(ID)が議席を伸ばしたが、同時に、新たな中道グループである「欧州刷新(RE)」と環境政策重視の「グリーン」という欧州統合を支持する2勢力も躍進。
- 結果としてEPP, S&DにREと「グリーン」を加えた所謂「親欧州」勢力が過半数を維持し、議会の主流を構成。この構図は2020年2月の英国離脱に伴う議席再配分後も継続。



議長・副議長

- 議長:ロベルタ・メッ
ツォラ議長(マルタ,
EPP)



- 副議長:14名

委員会

- 20の常設委員会と4つの小委員会が存在。
- 日本と関係する委員会としては, 外交委員会(AFET)に加え, 日EU・EPAを扱った国際貿易委員会(INTA)や日本産食品の輸入規制などを扱った環境・公衆衛生・食品安全委員会(ENVI)など。

マカリストー
AFET委員長(右)
(独, EPP)



ランゲINTA委員長(独, S&D, 左下)
カンファンENVI委員長
(仏, RENEW, 右下)



政党グループ

- EPP
ウェーバー代表(独)



- S&D
ガルシア＝ペレス代表
(西)



- RENEW
セジュールネ代表
(仏)



- グリーン/EFA
ライントケ代表
(左)(独)
ランベール代表
(右)(ベルギー)



- ID
ザンニ代表(伊)



- ECR
プロッチェニ代表
(左)(伊)
レグトゥコ代表
(右)(ポーランド)



- GUE/NGL
オーブリ代表
(左)(仏)
シャーデヴァン
代表(右)(独)



対日交流議員団

- 日本側のEU議連と一堂に会する「日・EU議員会議」を毎年開催(計41回)。

- 更に, 日EU関係の課題を議論する会合を定例開催。関係する委員会とも日頃より提携。

- 議員45名が所属)。団長はクリステル・シャルデモーゼ議員(デンマーク, S&D, 写真)



EUの当面の主要課題① — 欧州グリーン・ディール政策

総括

- フォン・デア・ライエン委員長は、グリーン・ディールを新たな成長戦略と位置づけ、①2050年までに炭素中立を実現し、②人や動植物を汚染や公害から守り、③欧州企業をクリーン技術や製品のリーダーとし、④誰も取り残さない公正かつ包摂的な社会変革の実現のため、一貫した気候・環境政策を展開。
- ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、エネルギー価格高騰対策・安定供給への取組の重要性が再認識されるとともに、対外依存しないエネルギーとして再エネ導入が更に加速。

気候変動

- 2050年気候中立を法制化。2030年55%以上という削減目標達成のため、Fit for 55政策パッケージの下、各種措置を展開。
 - 一既存制度の強化(EU排出量取引制度、再生可能エネルギー指令、自動車CO2排出基準等)
 - 一制度の新設(炭素国境調整措置(CBAM)、道路交通及び建築物を対象とする排出量取引制度等)
- サステナブルファイナンスの取組を促進。タクソミー基準に原子力・天然ガスによる発電を含める委任規則が成立。

環境

- 循環経済: 主要バリューチェーン(電池、包装材、プラスチック、建設、車両等)において、設計・製造段階から省資源・長寿命・再利用等を促す規制枠組みを順次展開。
- 生物多様性: 2030年までに欧州の陸域、海域の30%を保護区化、農薬使用量半減等の目標を掲げる戦略を発表。
- エコデザイン規則や森林破壊フリー製品に関する規則など、循環経済及び生物多様性の分野で情報開示義務強化の流れ。

日EU関係

- 日EUは、気候・環境対策によるグリーン成長を実現するためのグリーン・アライアンスを2021年5月に締結。
- 2022年12月、欧州委員会と経済産業省は水素協力MOUを締結。今後、国際水素市場やサプライチェーンの発展に向けた国際標準策定・政策のベストプラクティスの共有、ハイレベルのビジネスフォーラム等の協力を進めていく。

エネルギー

- 露によるウクライナ侵略を踏まえ、露エネルギー依存脱却を進めるため、欧州委員会は2022年5月にREPowerEUを発表。
 - ➡①ガス輸入元の多様化、②クリーン移行の加速(Fit for 55で提案した再エネ目標を上積み)、③省エネ(同)、④投資促進に取り組み。
- 2022年秋以降、エネルギーの確保や価格高騰対策が大きく政治問題化し、相次いで対策を発表。
 - ➡①ガス地下貯蔵の目標設定(冬開始時点で90%)、②ガス需要削減(例年比15%減)、③電力需要削減(同10%減)、④ガスの共同調達、⑤ガスの市場是正メカニズム(価格へのキャップ設定)

産業政策

- 2023年2月、グリーン・ディール産業計画を発表。
 - 「ネット・ゼロ産業法案」を提案
 - ➡規制環境整備、許認可手続迅速化・簡素化等を通じた域内投資促進(対象分野: 太陽光、風力、バッテリー、ヒートポンプ、水素生産用電解槽、二酸化炭素回収・貯留技術等)
 - 再生可能水素製造への資金支援、国家補助金規制の見直し
 - 「欧州重要原材料法案」を提案
 - ➡欧州域内での原材料の精錬、精製、リサイクル支援
 - 同志国との「重要原材料クラブ」の立ち上げ

Fit for 55(概要)

- 2050年気候中立、2030年55%以上削減の目標を達成するための措置を展開。
- 一 **既存制度の強化**(EU排出量取引制度、再生可能エネルギー指令、自動車CO2排出基準 等)
 - 一 **制度の新設**(炭素国境調整措置(CBAM)、道路交通及び建築物を対象とする排出量取引制度 等)

カーボンプライシング

EU排出量取引制度(EUETS)の強化

- ・2005年比2030年に62%削減
- ・無償割当は2026年から2034年にかけて段階的に廃止

EUETSのスコープ拡大

- ・2024年から海運部門を段階的にETSの対象(24年40%、25年70%、26年から100%)
- ・道路交通及び建物等を対象とする新たなETSを2027年から実施(エネルギー価格が異常に高い場合、新ETSの開始は2028年まで延期)
- ・2028年からETS対象に都市ごみ焼却部門を含める方向で26年末までに結果を報告

炭素国境調整措置(CBAM)の実施

- ・最も炭素集約的である鉄鋼、セメント、肥料、アルミニウム、電力、水素等のセクターの特定の製品を対象
- ・2026年から適用。ただし、2023年10月から25年末までは報告義務のみ
- ・26年までに炭素リーケージリスクも含めCBAMの影響を検証し、追加措置の要否を確認予定

数値目標

努力分担規制(非EUETS部門に係るEU加盟国別排出削減目標: ESR)の目標値を2005年比2030年に40%削減

LULUCF規制における森林等吸収源による吸収量目標を2030年までに少なくとも3億1,000万トンに拡大

再生可能エネルギー指令を改正し、最終エネルギー消費に占める再エネの割合を2030年までに少なくとも42.5%に引き上げ

エネルギー効率指令を改正し、最終エネルギー消費量を2030年に11.7%削減(2020年に発表された2030年のエネルギー消費予測比)

規制強化

自動車CO2排出基準の強化

- ・2030年から2034年にかけて、新車のCO2排出量を55%(新車バン50%)削減し、2035年以降は100%削減(いずれも2021年比)
- ・欧州委員会は、カーボンニュートラル燃料専用車両の登録に関する提案(23年秋)、進捗点検及びPHV技術等の技術進展状況を踏まえた見直しの必要性検討(26年)

代替燃料インフラ普及指令(AFID)を改正し、充電ステーションを欧州横断交通ネットワーク(TEN-T)の60kmごと(大型車は100kmごと)に設置(2030年)する等の目標を設定

ReFuelEU: 持続可能な航空燃料(SAF)の利用促進に向けた段階的供給義務等

FuelEU Maritime: 船舶の燃料・港湾電力利用による脱炭素化を促進

各種支援策

EUETSによる収入を財源とする**社会的気候ファンドの新設**(総額867億€と推定)や近代化基金、イノベーション基金の規模拡大により、社会的に脆弱な層に対するグリーン移行の影響緩和、社会的連帯の強化、脱炭素投資の促進を推進。

EUの当面の主要課題① — 欧州グリーン・ディール政策②

サステナブルファイナンス(概要)

- 欧州グリーン・ディール政策及び気候変動と持続可能性に関するEUの国際公約を実現する上で、重要な役割を担い、環境・社会・ガバナンス(ESG)を考慮し、持続可能な経済活動やプロジェクトに長期的な投資を行う

環境(E): 気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全、汚染防止、サーキュラーエコノミー 等

社会(S): 不平等、包括性、労働関係、人的投資、コミュニティへの投資、人権問題 等

ガバナンス(G): 意思決定プロセスに環境(E)及び社会(S)が含まれるようにするための基本的な役割 等

- EUタクソノミー、ESG要素に係る企業情報開示の強化、EUグリーンボンド基準の策定などを順次展開

タクソノミー(分類システム)

EUタクソノミー: EUのサステナブルファイナンスの基礎となり、グリーン・トランジションに必要な経済活動への直接投資を支援する重要な市場透明性ツール。

タクソノミー規則: どのような経済活動が持続可能性に資するかについて、EUにおける統一的な分類を規定。 投資家はサステナブルなプロジェクトの識別が可能。

タクソノミー規則における6つの環境目標

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- 水・海洋資源の持続可能な利用及び保全
- サーキュラーエコノミーへの移行
- 汚染の防止及びコントロール
- 生物多様性と生態系の保護及び回復

経済活動が環境的に持続可能であるか判断する認定条件

- 少なくとも1つ以上の気候・環境目標に実質的な貢献すること
- 他の5つの環境目標に著しい害を与えないこと
- 最低限のセーフガードを遵守すること
- 技術的スクリーニング(TSC)に準拠すること

サステナブルファイナンス国際プラットフォーム

設立経緯: パリ協定の公約を満たすための国際的取組みの一環として、2019年10月、欧州委員会提案により、サステナブルファイナンス国際プラットフォーム(International Platform on Sustainable Finance: IPSF)を設立。

設立目的: 環境的に持続可能な投資に向けた民間資本の拡大

- 投資家が気候と環境の目的に真に貢献する持続可能な投資機会を特定し、獲得するのを支援するための持続可能な金融規制措置の策定を担当する政策立案者間の多国間対話のフォーラムを提供。
- 国や地域の状況を尊重しつつ、IPSFを通じたベストプラクティス促進のための情報交換・発信、既存取組みの比較や国際協力の促進。

加盟メンバー(20か国): アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、EU、香港、インド、インドネシア、日本、ケニア、マレーシア、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、セネガル、シンガポール、スリランカ、スイス、英国

EUの当面の主要課題① — 欧州グリーン・ディール政策③

- **循環経済**: 主要バリューチェーン(電池、包装材、プラスチック、建設、車両等)において、設計・製造段階から省資源・長寿命・再利用等を促す規制枠組みを順次展開
- **生物多様性**: 2030年までに欧州の陸域、海域の30%を保護区化等の自然保全施策を強化
- **大気や水環境保全、化学物質対策、グリーンウォッシュ対策**など幅広く環境保全施策を強化

循環経済

持続可能な製品のためのエコデザイン規則案

- ・耐久性、再利用性、再生材含有量等の循環性に関する要件の導入
- ・デジタル製品パスポートの導入による持続可能性に関する情報提供
- ・売れ残り製品廃棄の禁止、グリーン公共調達 の推進等

主要バリューチェーンにおける規制枠組みの強化

- ・**電池規則**: 電池の種類ごとの回収目標等(廃バッテリーからのリチウム回収目標2027年末までに50%、2031年末までに80%等)、再生材の含有量等、ライフサイクル全体の規制
- ・**包装材包装及び包装廃棄物に関する規則案**: 再利用可能又は詰替え可能な包装での提供義務、包装形態の標準化、ラベリング等
- ・**使い捨てプラスチック指令**: 使い捨てプラ製品の流通禁止、飲料ボトルの回収目標(25年までに77%、2029年までに90%)等
- ・バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックに関する政策枠組み: 製品中のバイオプラ含有量の表示方法の明確化等
- ・**建設資材規則改正案**: 持続可能性の高い原材料使用、使用量最小化、リサイクル材優先等、建築資材に関する持続可能性の強化等
- ・**ELV規則**(車両設計の循環性要件と廃車両(end-of-life vehicles)管理に関する規則)案: 新車生産時再生プラ25%利用の義務付け等
- ・**製品の修理推進のための共通ルールに関する指令案**: 消費者の新たな権利として「修理する権利」を導入し、製造事業者に対し一定の条件で修理を義務付け
- ・**廃棄物輸送規則改正案**: 廃棄物のEU域外輸出の規制強化、EU加盟国間輸送の円滑化、仕向国施設への輸出業者による監査実施等

生物多様性

森林破壊フリー製品に関する規則

- ・パーム油、牛、木材、コーヒー、ココア、ゴム、大豆及びこれらを原料とする製品(チョコレート、家具等)が対象
- ・これらをEU市場に流通、提供、輸出する全ての事業者等にデューデリジェンスを義務付け

自然再生法案

- ・2030年までにEUの陸地と海域の少なくとも20%を自然再生対策でカバーする等の法的拘束力のある目標を全ての加盟国に適用
- ・加盟国は目標達成に向けた国家再生計画を策定

持続可能な農業使用に係る規則案

- ・2030年までに化学農薬の使用とリスクを50%削減する等の法的拘束力のある目標を全ての加盟国に適用
- ・加盟国に対し、目標達成に向けた独自の国別削減目標の設定や代替農薬を特定する作物別の規則制定等を義務付け

環境保全

「汚染ゼロ」政策パッケージ

- ・大気質指令改正案(PM2.5制限値引き下げ等)及び都市廃水処理指令の改正案(汚泥からのリン回収義務等)等を公表

化学品戦略

- ・PFAS等の使用規制や適切な情報開示等を進めるためのREACH規則やCLP規則の強化等

環境訴求指令(Green Claims Directive)案

- ・科学的根拠に基づく訴求内容の立証や外部機関による検証等、事業者が満たすべき環境訴求の最低要件を導入

EUの当面の主要課題② — EUのデジタル政策(新戦略に基づく施策の展開)

- 2020年2月、欧州委員会は新たなデジタル戦略として「Shaping Europe's digital future」を策定し、欧州市民の利益となるデジタル変革に向け、今後5年間で焦点を当てる3つの柱と、(当面の)主な施策を提示。
- また、2021年3月、欧州委員会は2030年を目標としたビジョン等をまとめた「デジタルコンパス2030」を公表。

【新デジタル戦略の3つの柱と主な施策の例】

柱1 人々のための技術

- ✓ AI白書の策定
⇒2020年2月、公表。当該白書等に基づき、2021年4月にAI規則案等を提案(審議中)。
- ✓ その他、5G/6Gの新アクションプランや新周波数政策プログラムの策定、デジタル教育アクションプランの策定、サイバーセキュリティユニットの創設 等

柱2 公正で競争力のあるデジタル経済

- ✓ データ戦略の策定
⇒2020年2月、公表。同年11月、データガバナンス法案を提案、2022年5月成立。2022年2月、データ共有を促進するためデータ法案を提案(2023年6月、両立法機関で政治的合意、現在正式承認手続中)。
- ✓ デジタル・サービス・アクト等の検討 等
⇒2020年12月、デジタル・サービス・アクト(DSA)案とデジタル・マーケット・アクト(DMA)案を公表。2022年10月及び7月、それぞれ成立。

柱3 オープンで、民主的かつ持続可能な社会

- ✓ 欧州民主アクションプラン(第三国による干渉脅威等)、eIDAS規則の改正、 等
⇒2020年12月、偽情報対策等を含む欧州民主アクションプランを公表。2021年6月、欧州デジタルIDの枠組構築に向けた提案、早期実現のための勧告を公表。

EU経済安全保障戦略

- ◆ 2023年6月20日、欧州委員会は「欧州経済安全保障戦略」と題する政策文書を公表。EUとして経済安全保障に関する体系的文書の策定は初めて。
- ◆ 同戦略は今後、EU加盟国や欧州議会との議論を踏まえて更なる具体化が見込まれる。



©欧州委員会

位置づけ

欧州のprosperity、sovereignty、safetyを確保するには、従来の国家安全保障のアプローチに加え、経済的安全保障を守るための新たな手段が必要。経済安全保障、de-risking、重要セクターにおける技術的優位性を伸ばすためのEU独自の戦略的アプローチを構築する。パートナー国や民間部門との協力の重要性も強調。

2つの原則

Proportionality : リスクの度合いに応じた比例的なツールを用い、域内経済・世界経済に対する意図せぬ負の波及効果を限定すること

Precision : 対象となる具体的な製品、セクター、産業を定義した上でリスクそのものへの対応策を構築すること

リスクの特定

欧州委員会は、民間部門からのインプットを踏まえて、EU加盟国とともに、**重要サプライチェーンの分析**を進め、**ストレステスト**を実施するとともに、**リスクレベルの特定**を実施する。

【4つのリスク類型】

サプライチェーンの強靱性リスク、重要インフラの物理的・サイバーセキュリティ上のリスク、（量子、先端半導体、AI等の）技術セキュリティ・技術流出リスク、経済的依存関係の武器化や経済的威圧のリスク

※ **2023年10月**、欧州委員会は技術セキュリティ・技術流出のリスク分析の対象となる10の技術分野を公表。うち**先端半導体技術、人工知能技術、量子技術、バイオテクノロジー**の4分野から着手し、**2023年末までに加盟国と共同でリスク評価**を実施する。

3つの柱とアクション

Promote

EU経済・サプライチェーンの強靱化
及びイノベーション・産業基盤の強化
を通じてEU自身の競争力を強化

【施策例】

- NextGenerationEU、共通基金
- 半導体法（公布待ち）
- 重要原材料法（審議中）
- ネットゼロ産業法（審議中）
- 防衛技術産業基盤の強化
- 単一市場緊急措置（審議中）

Protect

共通の経済安全保障リスク
からの自己防衛

【施策例】

- 外国補助金規則等の貿易防御措置
- 反脅迫措置（ACI）（公布待ち）
- FDIスクリーニング
- 輸出管理
- 外国からの研究イノベーション干渉への対抗ツールキット
- EU標準戦略
- 重要エンティティ強靱性指令
- NIS2指令、5 Gツールボックス
- サイバーレジリエンス法・サイバー連帯法（審議中）

Partner

経済安全保障に関する懸念と
関心を共有する国との協力

【施策例】

- G7を含む幅広い有志国と協力
- TTC（米・印）、日EUハイレベル経済対話
- デジタルパートナーシップ、グリーンアライアンス、原材料パートナーシップ
- FTA
- グローバルゲートウェイ、PGII
- 重要原材料クラブ
- WTO改革

【今後の措置】

- ☆ 経済安全保障上の重要技術のリスト化
- ☆ 民間部門との対話
- ☆ 欧州戦略的技術プラットフォーム（STEP）等を通じたEUの技術主権とバリューチェーン強靱化の支援
- ☆ 2023年末までにFDIスクリーニング規則の見直しを検討
- ☆ デュアルユース技術の研究開発への新たな支援を検討
- ☆ 2023年年末までにEUデュアルユース輸出管理規則の実効性・向上・効率化を提案

- ☆ 対外投資にかかる安全保障リスクを分析するために加盟国の専門家から構成されるグループを立ち上げ、2023年末までに対応策を提案
- ☆ 研究セキュリティの向上のための手段を提案
- ☆ EUの経済安全保障強化のためにCFSP（共通外交安全保障政策）措置の活用を検討
- ☆ SIAC（単一情報分析能力）にEUの経済安全保障上の脅威の検知を指示
- ☆ EUの外交政策に経済安全保障の観点を反映するとともに、第三国との協力を確保

Green Deal Industrial Plan

2023年2月1日、欧州委員会はグリーンディール産業計画(Green Deal Industrial Plan for the Net-Zero Age)に関する政策コミュニケーション文書を発表。米国のインフレ削減法 (IRA) を念頭に、ネット・ゼロ移行のために必要となるグリーン技術を欧州にて確保することの重要性を強調し、以下の4つの施策の柱を提案。

1. 予見可能で簡潔な規制環境の整備

■ Net-Zero Industry Act

重要セクター（風力、ヒートポンプ、太陽光、グリーン水素、貯蔵等）を支援する規制環境の整備のための法案。

- 各セクターの製造容量の2030年目標設定
- グリーン技術プロジェクトの許認可手続の迅速化・簡素化（審査期間の上限設定、窓口一元化等）
- 新たな技術の速やかな実証を促進するため、「規制サンドボックス」を検討

■ Critical Raw Materials Actによる欧州域内での原材料の精錬、精製、リサイクル支援

- 安定・安価なエネルギー供給の確保
- 3月に電力市場改革案の提示。長期契約の活用により安価な再生可能エネルギーへのアクセスを確保。
- EUエコデザイン規則により競争力があるバッテリー産業の確保
- ネットゼロに資する産業や技術の見える化。ヒートポンプ等の製品に統一されたエネルギー効率ラベルを提案

2. 十分な資金への迅速なアクセス確保

■ Temporary Crisis and Transition Framework

国家補助ルールの簡素化・迅速化（時限付き）

- 国家補助ルールの簡素化(入札要件の免除、補助額の計算等)、補助対象拡大、承認の加速化
- 特定の戦略セクターについて、域外への投資流出を防ぐため、加盟国がEU域外支援と同水準の支援を実施することを許容。

■ European Hydrogen Bankによる支援

- ETS排出枠の販売益を原資とするイノベーション基金(今後10年で€400億規模)を活用し、再生可能水素の製造を支援。
- 水素製造者による第1回競争入札を今年秋に実施。落札者は、製造した再生可能水素1kgあたり固定されたプレミアムを受領。第1回入札による支援は8億ユーロ規模。
- 将来的には、水素の利用や、太陽光・風力・バッテリー・電極等の他分野の製造コスト支援に展開することを検討
- その他、コロナ復興基金等の既存ファシリティ活用
- 中期的に欧州ソブリンファンドによるグリーンに限らない戦略プロジェクトへの支援を検討

3. 技術育成

- 欧州技能元年(European Years of Skills)である今年、グリーン技術分野の技術者・技能労働者の創出を優先付け。

4. 開かれた公正な貿易

- 貿易協定等の締結を通じた原材料・部品の確保
- 有志国との重要原材料クラブ（critical raw materials club）の立ち上げ
- グリーン技術/ネットゼロ産業パートナーシップでの産業支援
- 輸出信用戦略の策定

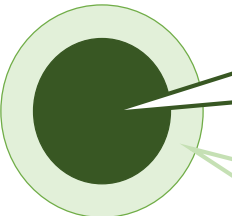
EUレベルの金融ツールの連携強化、グローバルゲートウェイ構想との連結

- 第三国による不公正な貿易慣行への対応

外国補助金規則等の貿易ツールの活用可能性に言及。

ネットゼロ産業法案（Net Zero Industry Act）

- ◆ 2023年3月16日、欧州委員会はネットゼロ産業法案を発表。EU域内におけるネットゼロ産業の製造容量に関する目標設定や、導入拡大に向けた規制の整備・許認可の迅速化のほか、EU域内のCO2貯留目標を規定。



ネットゼロ戦略プロジェクト:①太陽光・太陽熱、②陸上・洋上風力、③バッテリー・蓄電、④ヒートポンプ・地熱、⑤電解槽および燃料電池、⑥持続可能バイオガス・バイオメタン、⑦CCS、⑧グリッド技術

ネットゼロ技術: ネットゼロ戦略プロジェクトに加え、⑨原子力技術(含小型原子炉)、⑩蓄熱、⑪バイオ燃料

1. ネットゼロ産業の製造容量に関する目標設定

- 戦略プロジェクトに指定される各セクター：2030年までにEU域内の製造容量が年間導入需要の40%

2. ネットゼロ産業に関する許認可・手続き迅速化

- 加盟国政府がネットゼロ製造PJの許認可ワンストップ窓口
- 加盟国政府による許認可プロセスや環境アセスに時間制限を設定
- 民間投資/EIB・EBRD/公的金融機関へのアクセスを支援

3. 公共調達・入札における要件

- 加盟国政府等による公共調達の際の評価項目：EUが特定のネットゼロ技術を単一供給源に依存している（EU域内への供給の65%以上を占めている）場合、供給源の多様化を評価項目に

4. CO2貯蔵の推進

- EU全体のCO2圧入量目標値
→ 2030年までに年間5,000万トン
- 加盟国への義務：
 - CO2貯留が可能な国土データの提出
 - 検討中の貯留プロジェクトについて情報提供
- 石油・ガス生産事業者への義務：
 - 生産量に応じて目標達成へ貢献
 - 貯留計画の策定・提出

重要原材料法案（Critical Raw Materials Act）

- ◆ 2023年3月16日、欧州委員会は、重要原材料のEU域内における供給確保を目的として重要原材料法案を公表。
- ◆ 同法案は、特定の重要原材料の供給能力に関する目標を設定し、達成のため、戦略的原材料に関するプロジェクトへの支援、EU域内の採鉱プロジェクトの設定、重要原材料のサプライチェーンのモニタリング、リサイクル義務、環境フットプリントの公表等を規定。

重要原材料（経済的重要性及び供給リスクにより評価）

戦略的原材料（戦略的重要性、将来の需要量増加、生産量増加の困難性により評価）

- ➡ベンチマーク：2030年までに、戦略的原材料について、①EU域内の採掘能力10%、②EU域内の処理能力40%、③EU域内のリサイクル能力15%、④各戦略的原材料の単一の第三国への依存度65%以下

1. リスクモニタリング

- ・ 欧州委員会は重要原材料の供給リスクをモニタリングするとともに、戦略的原材料については3年ごとにストレステストを実施
- ・ 加盟国には、戦略的原材料の官民備蓄状況について欧州委員会に報告義務
- ・ 欧州委員会は、EU全体の備蓄量のベンチマークを定め、欧州原材料委員会は加盟国に備蓄の積み増しを勧告できる
- ・ 特定の戦略的技術（※）を製造し戦略的原材料を大量消費する大企業は、2年ごとにサプライチェーンの監査を実施しなければならない

※エネルギー貯蔵、水素関連装置、再エネ関連装置、ヒートポンプ、先端半導体 等

- ・ 戦略的原材料の共同購入システム構築

2. 戦略的プロジェクト

- ・ 戦略的原材料に関する戦略的PJとして認定されたものは公益を有するものとみなされ、行政手続の迅速化、民間投資促進及び金融支援の協調等の支援を受ける。
- ・ 戦略的PJの認定要件
 - ①EUの供給セキュリティに有意義な貢献
 - ②技術的実現可能性及び十分な供給量
 - ③持続可能性
 - ④複数の加盟国にまたがる便益（EU内）
 - ⑤EUと第三国の相互に裨益（第三国）
- ・ 欧州委員会は、戦略的PJのオフテイク契約締結促進のためのシステムを構築

3. 採鉱

- ・ 各加盟国は、重要原材料を対象とした採鉱プロジェクトを講じる

4. リサイクル

- ・ 加盟国は、重要原材料のリサイクルに係る措置を講じる（施行後3年以内）
- ・ 加盟国は、重要原材料の鉱山廃棄物からのリカバリ促進に必要な措置を講じる（施行後4年以内）
- ・ 特定の製品（MRI、風力発電、EV、エアコン、産業用モーター、家電製品等）について、
 - ①含まれる永久磁石に関する情報の提供義務（施行後3年以内）
 - ②リサイクル材（ネオジム、ジスプロ、プラセオジム、テルビウム、ホウ素、サマリウム、ニッケル、コバルト）の含有量公開義務（施行後2年）→2030年末以降、欧州委員会は最低含有量を定める。

5. 環境フットプリントと認証

- ・ 重要原材料のサステナビリティに関するスキームの認証
- ・ 特定の重要原材料についての環境フットプリント宣言義務

欧州重要原材料委員会

欧州委員会と加盟国代表で構成され、探査、監視、戦略的備蓄、第三国との戦略的プロジェクトに関するEU全体での行動の調整と実施、戦略的プロジェクトの資金調達への助言を実施。

欧州半導体法（European Chips Act）

- ◆ 欧州委員会が2022年2月に発表した法案について、2023年4月にEU理事会、欧州議会の間で政治合意。両者による正式な承認プロセスを経て、2023年9月に施行。
- ◆ 本法案を通じて、2030年までに官民合わせて430億ユーロ以上の投資を実施し、半導体産業の競争力強化と域内の安定供給能力確保、世界の半導体市場におけるEUのシェアを現行10%から20%まで引き上げることを目指す。法案の3つの柱は以下の通り。

1. ヨーロッパ主導による先端半導体の導入のためイノベーション支援

- ✓ “Chips for Europe Initiative”。EU及び加盟国政府により110億€規模の公的資金を投入（うちEU予算規模は33億€）し、次世代半導体の技術開発や試作の生産ライン強化・人材育成を実施。
- ✓ EU予算の内訳は、ホライズンヨーロッパ（EU研究開発プログラム）を通じた研究支援、デジタルヨーロッパ（EUデジタル人材育成事業）によるキャパビル、その他既存予算枠組みの融通。

2. 安定供給確保のための生産能力強化のための枠組み

- ✓ 域内初となる（First of a kind: FOAK）、域内の半導体安定供給に資する生産施設の建設・運用を支援。欧州委員会より認定されれば、加盟国政府による補助金拠出の審査が承認されやすくなる。
- ✓ 政治合意においては、FOAK要件の定義について、製造プロセスの革新性だけでなく、例えばエネルギー効率や最終製品などについて革新性があれば要件を満たすとして間口を広げた形。
- ✓ 各加盟国の半導体関連拠点の重要性を欧州委が認定するCentres of excellence制度を設立。

3. 半導体供給の危機時における対応

- ✓ 加盟国はサプライチェーンを監視し、供給上の深刻な混乱が見られる場合に“Crisis stage”を宣言。
上記2.で支援を受けた施設等に対し、情報提供や製品・原材料の優先生産等を命じることが可能に。

An open, sustainable and assertive trade policy (2021年2月公表)

◆ 欧州委員会の実施した貿易政策レビューにおいて、

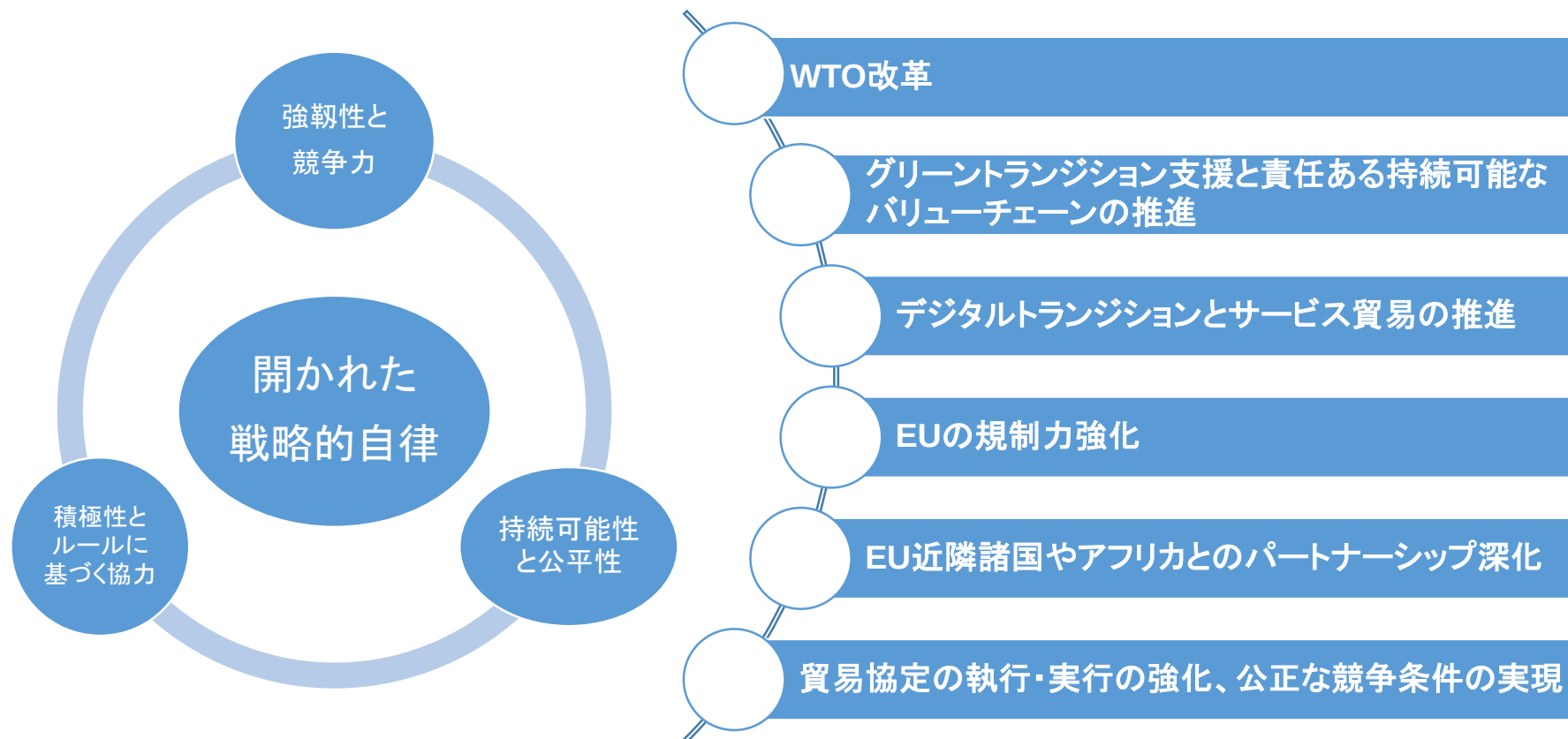
- ① グリーン・デジタルトランジションの実現
- ② 持続可能で公平なグローバル化のための国際ルール形成
- ③ EU自身の利益・権利の確保のための能力強化

がEUの貿易政策の中期的目標として据えられた。

◆ 「開かれた戦略的自律」をキーワードに6つの政策群から成る



ドムブロウスキス
上級副委員長(貿易担当)
©欧州委員会



EUの当面の主要課題⑤ — 貿易政策 ②

1 WTO改革

- 2020年4月、EUをはじめとする一部のWTO加盟国が、WTOの紛争解決制度における上級委員会の機能停止への暫定的な対応として、**多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA))** を立ち上げ。2023年3月に日本も参加を決定。
- 2023年2月、2024年初めに予定されるMC13に向けて、とりわけ**国家介入**、**環境政策**、**包摂性**の3つの分野に注力してWTOの審議機能強化を提案。

2 グリーンランジションと持続可能なバリューチェーン

- 2022年7月、第三国との貿易協定における「**貿易と持続可能な発展 (TSD)**」章強化を通じた気候変動、環境・労働者保護の実施を発表。
- 2022年2月、欧州委員会は**企業持続可能性デューデリジェンス指令**を提案。一定規模以上の企業については、人権及び環境デューデリジェンスの履行が義務づけられる見込み。
- 2022年9月、欧州委員会は、強制労働によって製造された製品のEU域内における上市・流通を禁止する**強制労働産品禁止規則**を提案。
- パーム油、牛、木材、コーヒー、ココア、ゴム、大豆等の製品は、森林伐採や森林劣化が行われていない土地で生産されたものでなければEU域内で流通・利用可能とすることはできないとする**森林破壊フリー製品に関する規則**が2023年6月に施行。
- 炭素国境調整措置 (CBAM)** が2023年5月に施行。(スライド 1 3 参照)

3 デジタルランジションとサービス貿易

- WTO**及び**FTA**を通じたハイレベルなデジタル貿易ルールの確立。
- 2022年10月、**日EU・EPA**に「**データの自由な流通に関する規定**」を含める交渉を開始。
- 日本、シンガポール及び韓国との間で**デジタル貿易原則**にそれぞれ合意。**デジタル貿易協定**の交渉を、**シンガポール**と2023年7月に開始し、**韓国**とは交渉開始に向けた協力に合意。

4 EUの規制力強化

- 第三国との**規制協力対話**やISO等の**国際標準機関**における活動強化。
- 米国との**貿易・技術評議会（TTC）**を通じた規制協力。

5 近隣諸国・アフリカとのパートナーシップ

- 西バルカン諸国や「深化した包括的自由貿易協定（DCFTA）」締結国との貿易・経済関係強化。
- 政治対話や協力の強化、既存の貿易協定の拡充やシナジー向上、持続可能な投資協定の追求等を通じたアフリカ諸国との連携。

6 貿易政策・協定の執行強化、LPFの実現

- 2020年7月、**首席貿易執行官**を設置。同執官を最大限活用し、交渉結果の利益を企業に裨益させ、持続可能な開発を含む協定の効果を損なう障害を排除。
- 2021年2月、**EU執行規則を改正**し、終局的な紛争解決が望めない場合に対抗措置の発動を可能とした。
- 2022年8月、第三国の政府調達市場へのEU企業のアクセスが阻害されている場合に、当該国企業のEU政府調達市場への参加を制限することを可能とする**国際調達規則（IPI）**が施行。
- 2023年7月、第三国政府が企業に提供する金銭的利益によってEU市場における競争が歪曲されている場合に、欧州委員会が取引停止や是正措置を講じることを可能とする**外国補助金規則（FSR）**が施行。
- 2021年12月、第三国からの経済的威圧に対抗する**反威圧措置（ACI）**を欧州委員会が提案。2023年内に施行の見通し。

EUの当面の主要課題⑥ ー 移民・難民問題

1 欧州移民・難民危機の勃発(2015)と対応

- シリア情勢悪化等により**2015年夏頃から、庇護申請者が急増し負担の分担が課題に**
(理由) ① ダブリン規則は、「最初の上陸国が庇護申請を審査する義務」を負う旨規定
② **地中海東ルート**と**地中海中央ルート**からの移民多数流入により受入負担が**ギリシャ・イタリア**に集中(庇護申請者は2015年に約130万人と前年比倍増)
- 同年9月、負担の分担に向け**ダブリン規則の例外として16万人の再移転計画決定**
→ 東欧諸国が計画に反対し、移民対応をめぐる**東西間の亀裂が顕著に**
- EU・トルコ合意(2016年3月)により、**地中海東ルートによる流入が約90%減**
→ トルコの不満が増大
- 欧州国境・沿岸警備隊(Frontex)創設(2016年10月)→ EUレベルの国境管理実施
- 2017年夏から、イタリアを中心とするリビアの国境警備隊との協力強化により、**地中海中央ルートによる流入が約80%減** → リビア送還について国連等から批判あり

2 近時の課題と対応

【近時の状況】

- 2022年の庇護申請件数は、全体で約96万件で**前年比52%増と急増**
- 移民流入ルートでは特に**西バルカンルート**からの不法移民流入が2019年以降増加傾向(2022年には前年比135%増と急増)
地中海東・中央ルートにおいても2020年以降不法移民流入が再び増加中

【立法対応】

- 2020年9月、欧州委員会が、「**移民・難民に関する新協定**」案(※1)を提案→ 2024年2月の交渉妥結を目標に現在も議論継続中
(※1)域外国境での審査手続の統一及び迅速化、ダブリン規則見直しによる加盟国間の責任分担方法の変更、**第三国との連携強化**、EU共通の第三国への帰還システム強化のための「**EU帰還コーディネーター**」制度の創設等が柱
- 2023年6月、新協定案の重要部分である**難民・移民管理規則**(AMMR)(※2)と**難民手続規則**(APR)(※3)について理事会で合意
(※2)ダブリン規則に替えて新たに庇護申請審査のルール(手続の合理化や庇護申請審査の責任を負う国の決定方法等)を定めるとともに、**加盟国間の負担の公平な分担を図るための新たな連帯メカニズム**を構築するもの。移民対応の負担が大きい加盟国に他の加盟国が連帯して対応に貢献することを義務付けた上で、その貢献の形態については、移民の移転受入、拠出金の支出、人員配置等の代替的連帯措置から選択する裁量を各加盟国に与えることとする。
(※3)加盟国が従うべき難民申請処理のEU共通手続を規定するもの

【域外国境警備強化】

- Frontexの強化**(人員増強、権限強化、各加盟国における送還手続への関与強化、第三国との協力強化等)

【第三国との協力関係構築】

- 2023年7月、**チュニジアとの間での包括的パートナーシップパッケージについての政治合意**(マクロ経済安定性、貿易・投資、グリーンエネルギー・ランジション、人と人とのコンタクトについての協力実施とあわせ、移民対策協力を実施するもの) → 他の第三国とも同様の協定締結の可能性

【他の個別課題】

ベラルーシによる移民の政治的な送り込み対応、タリバーンによる首都占拠以降のアフガン人難民対応、ウクライナ避難民受入対応等の課題あり

主な移民流入ルート



- ①地中海東ルート(シリアからトルコ経由でギリシャ方面へ)
- ②地中海中央ルート(リビア・チュニジア等からイタリア方面へ)
- ③地中海西ルート(アルジェリア・モロッコ等からスペイン本土又はセウタ等のスペイン飛び地へ)
- ④西バルカンルート(西バルカン諸国を経由してEU域内へ)



意義・概要

- ◆ 日EUは民主主義や人権を含む共通の価値・原則に基づくパートナーであり、世界のGDPの約3割、世界の貿易量の約4割を占める世界最大規模の経済圏を構成。
- ◆ 質の高い貿易を確保するための地理的表示(GI)や、公平な競争条件、貿易と持続可能な開発、規制協力や中小企業協力等の各分野を包括的に含む21世紀型EPAモデル。
- ◆ 2019年2月の発効以降、日EU間の貿易拡大に貢献。

合同委員会・専門委員会等

合同委員会(閣僚級)

※専門委員会等で各分野の効果的な実施・運用につき情報共有・意見交換を行い、結果を合同委委員会に報告。

物品貿易に関する専門委員会
原産地規則・税関に関する専門委員会
サービス、投資、電子商取引専門委員会
知的財産に関する専門委員会
農業分野の協力に関する専門委員会
衛生植物検疫措置(SPS)専門委員会

政府調達に関する専門委員会
貿易及び持続可能な開発専門委員会及び市民社会との対話
規制協力専門委員会
貿易の技術的障害(TBT)専門委員会
自動車作業部会
ぶどう酒に関する作業部会

最近の動き

- 2022年3月25日に第3回合同委員会を開催(共同議長:林外務大臣(日本)、ドムブロウスキス欧州委員(EU))。
- 同委員会では、日EU・EPAの効果的な運用のあり方、本年2月に発効した地理的表示(GI)リストの追加的拡大(日EU各28件ずつ追加)の歓迎、データの自由な流通に関する規定をEPAに含めるための協議の継続を確認。
- 更に、日EU間の協力・重要案件として、WTO改革、コロナ・ワクチンのEUから日本への輸出、日本産食品へのEU輸入規制撤廃等につき協議した他、ロシアによるウクライナ侵略を受けた対応の連携を確認。